

第8章 火山対策計画

第1節 総則

第1 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号 以下「基本法」という)第42条及び活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)(以下「活火山法」という。)第6条の規定に基づき、常時観測火山である磐梯山において、火山災害が発生した場合にとるべき火山災害応急対策を中心に噴火警報等の収集及び伝達、警戒及び避難、その他の火山災害に関する事項等について定めたものであり、これを推進することにより住民の生命、身体及び財産を火山災害から保護することを目的とする。

なお、本章で定めのない事項については、本計画第1章「総則」、第2章「災害予防計画」、第3章「災害応急対策計画」及び第4章「災害復旧対策計画」の定めるところによるものとする。

第2 計画の指針

- 1 本計画は、火山災害の発生に伴う被害を防止し、軽減するため、村及び防災関係機関の講ずべき措置を定めるものとする。
- 2 本計画は、火山災害発生時における応急対策を中心に作成するものとし、併せて平常時における対策についても計画化する。
- 3 本計画は、防災関係機関等とともに引き続き研究協議し、検証を行い、計画内容の充実を図るものとする。

第3 火山災害警戒地域

活火山法に基づき、内閣総理大臣は火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域(以下「警戒地域」という。)を指定している。本村は次のとおり磐梯山の警戒地域に該当しているこ

火山名	所在県	市町村
磐梯山	福島県	会津若松市、喜多方市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村

とから、本計画では磐梯山に対する対策を主な内容とする。

なお、警戒地域に指定された県・市町村は想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を火山ごとに共同で設置する。

第4 磐梯山の概要

磐梯山は、猪苗代湖の北に位置する底径7～10km、比高1kmの安山岩質の成層火山である。赤植山(あかはにやま)、大磐梯、櫛ヶ峰などが沼ノ平火口を取り囲んで、円錐形火山体が形成されているが、過去に山体崩壊が何度か繰り返されて現在

の山容となった。

有史以来最大の噴火は、1888年（明治21年）7月15日午前7時45分に発生した「磐梯山噴火」で被害は、埋没家屋45戸、潰壊家屋約418戸、死者477名、負傷者約518名、被害面積約11,124ヘクタールに及んだ。

磐梯山の活動は、休止期をはさんで新旧2つに大きく分けられる。古期の活動では主に赤埴山や櫛ヶ峰が形成され、新期の活動では南麓に翁島岩屑なだれと軽石流を堆積させた。崩壊跡地の馬蹄形カルデラ内には、その後に再び山体が形成された。主なマグマ噴火は数万年前には停止して、その後は水蒸気爆発の活動へと移行した。

第2節 災害予防対策

第1 火山防災協議会

福島県、山形県、栃木県及び関係市町村は、安達太良山、吾妻山、磐梯山及び那須岳において想定される火山現象の状況に応じた防災体制の整備に関し必要な協議を行うため、活火山法第4条第1項の規定に基づき、安達太良山火山防災協議会、吾妻山火山防災協議会、磐梯山火山防災協議会及び那須岳火山防災協議会を共同で設置しており、本村は、磐梯山火山防災協議会に含まれる。

協議会は主に以下の事項について協議を行う。

- (1) 噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項
- (2) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項
- (3) 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項
- (4) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項
- (5) 活火山法第5条第1項の規定により、県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項
- (6) 活火山法第6条第1項の規定により、市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項
- (7) 住民、登山者、観光客等に対する情報提供に関する事項
- (8) 火山防災意識の啓発活動に関する事項
- (9) 警戒区域の設定や避難指示等の発令等の防災対応に関する検討及び関係市町村への技術的助言に関する事項
- (10) その他必要と認められる事項

第2 防災のための体制整備及び事業等の推進

1 防災体制の整備

(1) 警戒区域の設定

気象庁が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を行い、住民等への周知に努めるものとする。

(2) 災害対策本部又は現地本部の設置

災害対策を実施する上で必要と認めるときは、災害対策本部又は現地本部を

設置して、災害対策に万全を期するものとする。

(3) 噴火警報等の伝達

関係機関及び住民等に対し、県から通報される噴火警報等の周知徹底を図るものとする。

(4) 避難指示等の伝達及び監視

火山現象により村長が発する避難指示等を住民等に伝達する方法及び体制並びに監視のための体制を整備しておくものとする。

なお、伝達に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

2 防災事業等の推進

村は、火山災害による被害を防止又は軽減するため、必要に応じ次の事業等の推進を図るものとする。

(1) 避難施設の整備

(2) 防災営農施設の整備

(3) 降灰除去事業

(4) 治山治水事業

(5) 砂防事業

(6) 河川の水質汚濁防止措置

(7) 火山現象の調査、研究及びその成果の普及

第3 噴火警報等

1 噴火警報等の種類

活火山である磐梯山の噴火警報等の種類は、以下のとおりである。

(1) 噴火警報

仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

なお、警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表される。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火予報

仙台管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じた警戒が必要な範囲と防災関係機関や住民等がとるべき防災対応を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・噴火予報に含めて発表される。

磐梯山の噴火警戒レベルは次のとおりである。

磐梯山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル キーワード	火山活動 の状況	住民等の行動 及び登山者・ 入山者等への 対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している。 ・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している 【過去事例】 1888年7月15日の噴火
			4 高齢者等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性。 ・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常的生活状況に応じて要配慮者の避難準備 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・火口から概ね2 km以内に噴石飛散、火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生、またはその可能性 ・火口から居住地域近くまで、融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし
		火口周辺	2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常的生活 火口周辺への立入規制等、状況に応じて特定地域の避難等。	・火口から概ね1 km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性 【過去事例】 2000年8月15日：日別地震回数476回、有感地震発生、GNSSによる地殻変動に若干の変化、入山規制、磐梯山ゴールドライン規制
予報	噴火予報	火口内等	1 活火山であることに留意	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	状況に応じて火口内への立入規制等、特定地域の避難準備等が必要。	・火山活動は静穏。 ・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。

注1）特定地域とは、居住地域よりも磐梯山の想定火口に近い所に位置する集客施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要となる場合がある。

注2）融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

(4) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表され、18時間（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報（速報）

噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分後に発表され、噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

なお、降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

ウ 降灰予報（詳細）

噴火が発生した火山※に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火後20～30分程度で発表され、噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。

なお、降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。

降灰量段階と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上1mm未満
少量	0.1mm未満

(5) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(6) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動の高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。

(7) 火山現象に関する情報

噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報降灰予報及び火山

ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせるために発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせるために発表する。

エ 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- ・ 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合。
- ・ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合。

2 伝達気象官署

磐梯山の噴火警報等は、仙台管区気象台が発表し、福島地方気象台を通じて伝達される。

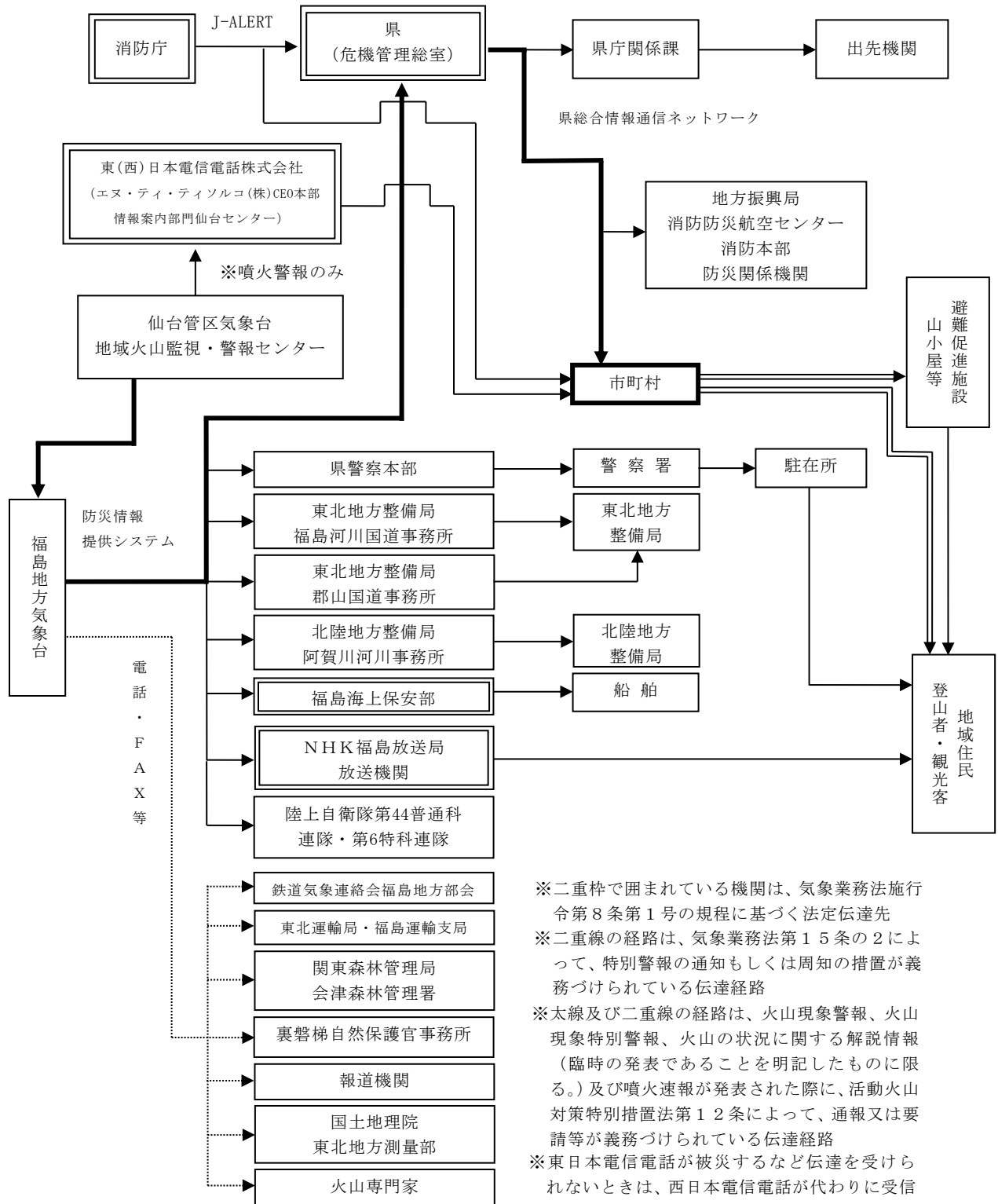
3 伝達系統

噴火警報等は、次の系統図に従い周知を図るものとする。

特に、噴火警報（居住地域）は、火山現象による災害から、人の生命及び身体を保護するために通報されるものであって特に緊急を要するものであるから、伝達については迅速かつ的確に取扱うものとする。

村は、噴火警報を受理したときは、防災関係機関及び住民等に対して伝達するとともに、火山災害防止対策上必要な措置を講じるものとする。

磐梯山の噴火警報等の伝達系統



第4 火山災害予防措置

1 危険防止設備の整備

村は、必要に応じて危険が予想される場所等の注意を喚起する設備の整備を図るものとする。

2 火山現象の知識の啓発

(1) 住民等に関する啓発

県及び村は、火山地域の住民等に対して、危険防止のための知識の啓発を行うとともに、県観光物産交流協会、観光協会及び交通会社その他の火山地域にかかる関係機関に啓発について協力を要請する。

特に村は、異常現象を発見した場合の通報義務について啓発を図るものとする。

(2) 防災関係機関の協力

防災関係機関は、注意喚起のため標識の掲示、チラシの配付、車内放送等その所掌業務に基づき、住民等に対して危険防止のための知識の啓発を行うほか、県又は村から啓発について応援要請があった場合はこれに協力する。

3 訓練の実施

(1) 防災訓練

村は、防災関係機関及び住民等に参加を求め、火山災害の防止又は軽減を図るため防災訓練を実施する。訓練を行うに当たっては、ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫するなど様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。なお、広域避難を想定する場合は、避難先の市町村にも参加を求める。

(2) 通信訓練

村は、火山災害の特殊性を考慮して、防災関係機関等に参加を求め、各種情報の収集及び通信等にかかる通信体制の確立を期するため、通信訓練を実施する。

4 危険区域の明示

村は、県及び関係機関と連携し、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される区域を把握するとともに、火山災害に関する火山災害予想区域図（ハザードマップ）により、警戒避難対策等を明示し、住民等への情報提供を効果的に行うものとする。

5 避難促進施設の指定

火口からの距離や火山現象の影響等を考慮し、不特定多数の者が集まる施設や避難に時間を要する要配慮者が利用する施設等を避難促進施設として指定する。

また、避難促進施設に指定された施設による避難確保計画の作成を支援し、本計画との整合性を確保する。

6 火口周辺規制及び入山規制の範囲

磐梯山の噴火警戒レベルに基づき、想定する火口周辺規制、入山規制の範囲は以下のとおりである。

磐梯山では、北西から南東方向に延びる広い範囲に火口が分布しており、今後噴火の発生が想定される地点を1点に決めることが困難であることから、火口密度分布や噴気孔位置等の諸条件に基づき「磐梯山火山噴火緊急減災対策砂防計画」で設定した想定火口範囲を想定火口とする。

レベル2の場合における警戒範囲：想定火口から概ね1km以内

レベル3の場合における警戒範囲：想定火口から概ね2km以内

第3節 災害応急対策

火山災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害の拡大を防止し、又は軽減するため、災害発生への防御又は応急復旧に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと、応急対策に万全を期するものとする。

第1 火山災害応急活動体制

火山噴火は、突発的に発生する場合があります。初期の防災機関の立ち上がりが非常に重要である。火山災害が発生した場合、村は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ火山災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

村災害対策本部の設置、組織及び所掌事務並びに配備体制等については、第3章第1節「応急活動体制」に準ずるものとするが、火山災害時における初動体制及び配備基準については、次による。

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容
警戒配備	<p>(1) 磐梯山において、異常現象の発生や噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（噴火警戒レベル3）が発表されるなど、噴火（爆発）のおそれがあり警戒体制を必要とするとき。</p> <p>(2) その他特に総務課長又は村長が必要と認めるとき。</p>	<p>災害情報の収集及び伝達並びに監視のため、関係各課の所要の人員をもって当たるもので、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。</p>
第1非常配備 (災害対策本部の設置)	<p>(1) 磐梯山において、噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表されるなど、居住地域まで影響を及ぼす噴火又はおそれがあり、人的及び物的被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき。</p> <p>(2) その他特に村長が必要と認めるとき。</p>	<p>関係各班の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。</p>

<p>第2 非常配備 (災害対策本部の設置)</p>	<p>(1) 磐梯山において、大規模な噴火が発生し、人的及び物的被害が生じ、事態が重大であると認められるとき。</p> <p>(2) その他特に村長が必要と認めたとき。</p>	<p>災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動ができる体制とする。</p>
--------------------------------	--	---

第2 火山災害応急措置

1 災害情報の収集及び伝達

火山災害に関する情報は応急対策を実施する上で不可欠なものであるため、村は、県、他市町村、消防機関その他の防災関係機関と連携し情報の収集及び伝達に努めるものとする。

収集及び伝達する情報の事項は次のとおりとする。

- (1) 人的被害及び住居被害の状況
- (2) 要救助者の確認
- (3) 住民等の避難の状況
- (4) 噴火規模及び火山活動の状況
- (5) 被害の範囲等
- (6) 避難道路及び交通の確保の状況
- (7) その他必要と認める事項

2 監視

村長は、火山の現象により、火山地域において住民等の生命及び身体を保護するため特に必要と認めるときは、状況に即応した監視を行うものとする。

3 避難

(1) 居住地域における避難場所（避難所）及び避難経路

磐梯山で火山災害が発生した場合に、住民等が避難する場所及び避難の経路は磐梯山火山防災協議が作成する「磐梯山の火山活動が活性化した場合の避難計画」に定めるものとする。

(2) 避難準備

村長は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され、居住地域の近くまで災害が発生させる現象がおよぶと認めるときは、警戒が必要な居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難の準備を呼びかけるものとする。

また、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域において災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民等に対して避難の準備を呼びかけるものとする。

(3) 高齢者等避難

村長は、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域において災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難を指示し、避難者を誘導する。

なお、避難の指示、誘導においては、高齢者、障がい者等の要配慮者に対して

十分配慮する。避難を指示するときは、避難先を明示するものとし、防災行政無線、広報車、消防車両などの多様な手段により住民等に伝達する。（本事項は、以下（４）、（５）の伝達についても準用する。）

（４）緊急避難

村長は、火山現象により、住民等の生命及び身体の保護が緊急を要すると認められるとき、又は噴火警戒レベル５に相当する噴火警報（居住地域）を受けたときは、住民等に避難を指示する。その際は、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

避難指示に当たっては、緊急である旨及び避難場所を付言し、諸対策に優先して行うものとする。

（５）最終避難

村長は、緊急避難の後、危険性が一時的に消滅したと認めるときで、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、緊急避難者に対して最終的に安全な場所への避難を指示し、避難者を誘導又は搬送する。その際は、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

この場合、村長は、県危機管理総室、福島地方気象台、県警察本部その他の関係機関と十分協議する。

（６）収容

村長は、災害が長期間にわたる場合は、必要に応じて収容施設を開設し、避難者を収容する。

4 火山災害時の広報

村は、災害時の混乱の発生を未然に防止し、火山災害応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。

（１）広報内容

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりとする。

- ア 火山情報等及び村内における災害危険区域及び避難対象地区への周知
- イ 避難の指示等
- ウ 交通規制の状況等、火山災害応急対策の内容と実施状況
- エ その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

（２）広報手段等

広報は、防災行政無線・広報車・消防車両など多様な手段を用いて行うものとする。

5 救出

火山災害の現場において要救助者があるときは、市町村その他の防災関係機関又は現場にいる者はその者の救出に当たるものとする。

（１）救助隊の編成

村長は、消防団等による救助隊を編成するほか、県警察又は災害派遣による自衛隊（派遣要請先は、知事（危機管理総室））その他の防災関係機関に救助隊の編成を要請し、要救助者の救助に当たるものとする。

特に山岳救助及び空中救助に当たっては、関係機関と十分に協議する。

(2) 二次災害の防止

救助・救助活動に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮するとともに、火山防災協議会（学識者、関係機関）からの技術的な助言・支援を踏まえ、二次災害の防止に万全を期する。

6 救急医療

傷病者に対する応急医療については、第3章第11節「医療（助産）救護」によるものとする。

7 交通路の確保

避難道路及び被災者の救出救助のための交通路の確保については、第3章第12節「緊急輸送対策」、同章第13節「警備活動及び交通規制措置」及び同章第17節「被災地の応急対策」によるものとする。

8 警備活動

火山の噴火等に伴う公共の安全確保及び各種犯罪の予防、取り締まり等の治安の維持については、第3章第13節「警備活動及び交通規制措置」によるものとする。

第4節 災害復旧

火山による災害の復旧については、第4章「災害復旧対策計画」に準ずるものとする。